

協同農業普及事業をめぐる情勢

生産局 農産部 技術普及課

平成27年5月

農林水産省

協同農業普及事業の概況

■協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、普及指導員が直接農業者に接して技術・経営支援を行うこと等により、新技術・新品種の普及や担い手の育成等、生産現場で農政課題を推進する役割を担うとともに、試験研究機関と農業者との双方向の橋渡しとしての機能を持つもの。

■国民への食料の安定供給と地域農業の振興の双方に不可欠な事業として、国と都道府県が協同して実施。

基本的役割

- 技術導入の支援（研究と農業者の橋渡し役）
- 経営管理の支援
- 農業施策の活用支援
- 農業者の組織化等の体制づくり等

普及指導員の活動方法

- 新技術の実証、展示
- 体系化、マニュアル化
- 巡回指導、相談対応
- 講習会開催等

推進する農政課題

1 農業の持続的な発展に関する支援

- 新技術実証
- 新規就農者育成 等

2 食料の安定供給の確保に関する支援

- 安全確保
- GAP推進 等

3 農村の振興に関する支援

- 鳥獣被害対策
- 農産物加工・農村活性化 等

4 東日本大震災からの復旧・復興

- 新たな品目、営農システムの導入支援
- 復興に向けた合意形成支援 等

国

国民に対する安全な食料の安定的な供給の確保等の責務

国と都道府県による
協同農業普及事業

都道府県

地域の実情に応じた農業の振興等の責務

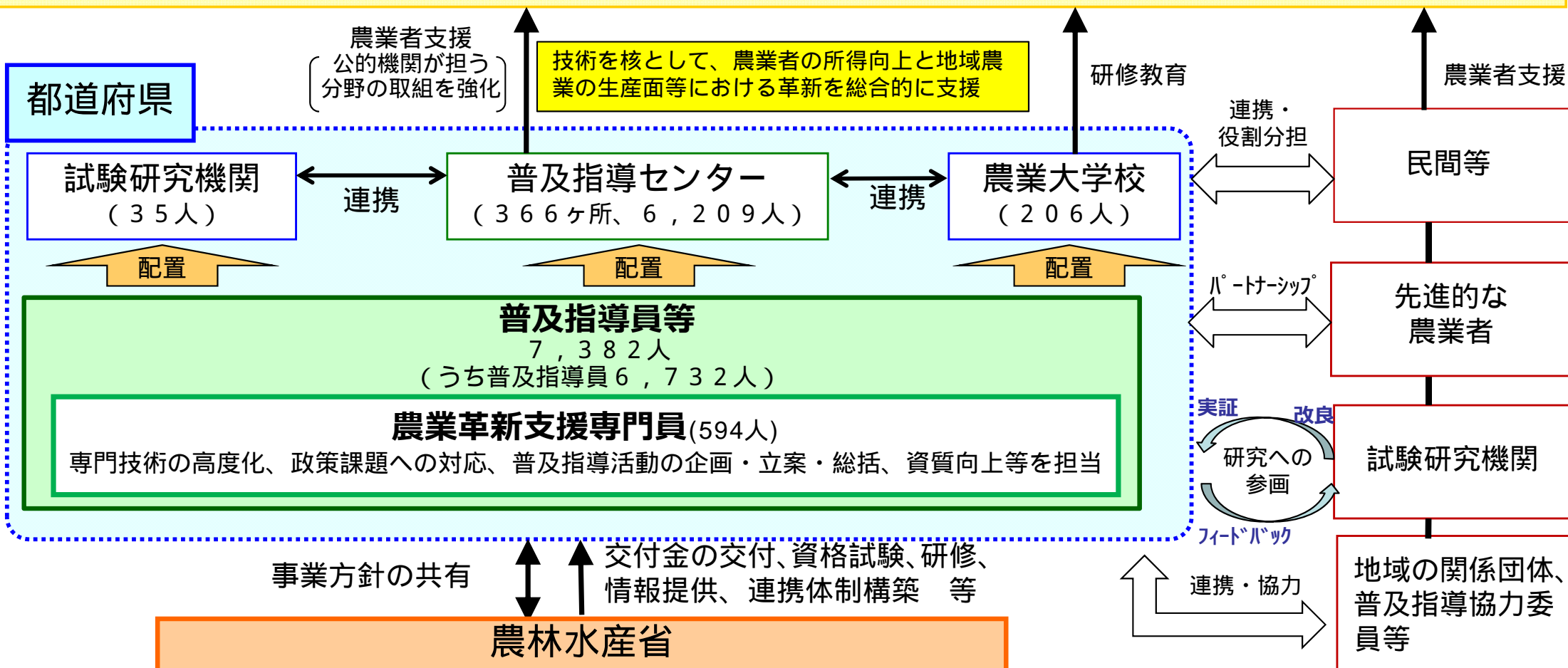
事業の実施体制

都道府県は、普及指導員を普及指導センター及び試験研究機関、研修教育施設（農業大学校）等に配置し、それら機関及び関係機関等の連携の下、試験研究機関で開発された技術等について、地域での実証やマニュアル作成、講習会の開催等の活動を通じて、地域農業の技術革新等を支援。

国は、都道府県との役割分担の下、運営指針の策定、交付金の交付、資格試験、研修、連携体制の構築等を実施。

農業者、新規就農希望者など

〔普及指導対象数（平成24年度実績）：個別 47.7万、集団 5.6万、法人 1.3万〕



(資料) 普及指導員等の数は平成25年度組織及び運営に関する調査、普及指導対象数は平成24年度普及指導員の活動実態調査

国と都道府県の連携協力（役割分担）

協同農業普及事業は、国と都道府県が連携協力し、役割分担を図りつつ効率的に運営。

国においては、都道府県における普及事業の円滑な実施に資するよう、運営方針等の通知に加え、協同農業普及事業交付金の交付、全国的な指導水準の確保、全国的な連携体制の構築を重点的に担当。

都道府県においては、国の方針との整合を図りつつ、自主性を発揮し、地域の実情に応じて事業を実施。

○ 協同農業普及事業における国と都道府県の主な役割分担

	国	都道府県
国と都道府県の役割 (運営指針に記載)	<ul style="list-style-type: none"> 国全体の農業政策の実現に必要な技術改良・普及の推進 国の政策実現に向けた普及指導活動の推進 国民への情報発信 広域で対応すべき普及指導活動の推進等 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の方針に基づく普及指導活動の適切な実施 試験研究機関との連携による技術改良・普及の推進 普及指導員の人員確保 県内への情報発信と農業者等による外部評価の実施等
事業運営方針	運営指針・ガイドライン・通知	実施方針 (運営指針を基本として策定)
財政負担	協同農業普及事業交付金 (H24実績 約5%)	事業実施に必要な一般財源の確保 (H24実績 約95%)
指導水準の確保	資格試験、高度・専門的な技術研修・技術情報の提供	普及指導員の配置、実践的な研修、普及指導員の計画的な人材育成、経験が豊富な者の任用（無試験任用）
事業推進体制	全国的な連携体制の構築 (情報ネットワークを含む)	地域の実情に応じた普及指導体制の整備

協同農業普及事業の運営について

協同農業普及事業の実施にあたり、国と都道府県が基本的な方針を明確化・共有できるよう、国が普及事業における基本的課題等を示した運営指針を策定し、都道府県はこれを基本として地域の実情を踏まえつつ実施方針を策定。

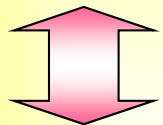
都道府県では、実施方針に沿って、普及指導センター単位で普及指導計画を地域の関係者との意思疎通を図りつつ策定し、これに基づいて計画的に普及指導活動を展開。

○ 事業の運営の流れ

国

運営指針

概ね5年毎に国が策定する事業運営の指針

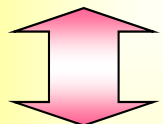


運営指針策定時の意見聴取

都道府県（本庁主務課）

実施方針

運営指針を基本に、都道府県が地域の実情に即して定める事業実施の方針



連絡調整

普及指導センター

普及指導計画

地域の課題や特性を踏まえて普及指導センターが定める毎年度の指導計画

協同農業普及事業の運営に関する指針（概要）（平成27年5月11日農林水産省告示第1090号）

第一 基本的な考え方

技術を核として、農業者と関係者等との結びつきの構築等を通じ、農業者の所得の向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たす。

第二 普及指導活動の基本的な課題

以下の課題に、国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ、取り組む

- 農業の持続的な発展に関する支援
- 食料の安定供給の確保に関する支援
- 農村の振興に関する支援
- 東日本大震災からの復旧・復興に関する支援

第三 普及指導員の配置に関する基本的事項

普及指導活動が適切に実施されるよう、適正な人員・能力の普及指導員を配置。

普及指導活動の企画立案・総括・指導等を担う農業革新支援専門員を主要な農政分野・技術分野ごとに配置。

第四 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽されるよう、人材育成計画を策定。

多様な者と連携して研修計画を策定し、計画的に研修を行うほか、国等の行う研修を有効に活用。

第五 普及指導活動の方法に関する基本的事項

公的機関が担うべき分野（新規就農者支援、地域の合意形成、災害への対応等）の取組強化

地域農業の活性化に向けた民間活力の活用促進

先進的な農業者とのパートナーシップの構築

新規就農者等の育成強化

研究開発への普及指導員の積極的な参画

適切な普及指導計画の適切な策定とその成果等に対する外部評価の実施

普及指導センターにおける適切な業務管理とICT等の活用推進

先進的な農業者、民間の農業経営者教育機関等とも連携し、研修教育の内容を充実強化。

第六 その他協同農業普及事業の運営に関する事項

国は実情に即した普及事業の見直しに取り組む

協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）について

概ね5年毎に策定する「協同農業普及事業の運営に関する指針」を補足するものとして、時々的重要農政課題等を踏まえ、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」（農林水産省生産局長通知）を策定。

○ ガイドライン（平成27年5月14日付け27生産第519号農林水産省生産局長通知）（概要）

第1 基本的考え方

本ガイドラインの位置付け 等

第2 普及指導活動の課題

- 1 重点的に推進する取組
- 2 課題の設定
- 3 都道府県が独自に実施する普及事業

第3 普及指導員の配置に関する事項

- 1 普及指導員の配置に関する考え方
- 2 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保
- 3 農業革新支援専門員の配置等に関する事項

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 1 人材育成計画
- 2 向上を図るべき資質
- 3 資質向上の方法

第5 普及指導活動の方法に関する事項

- 1 農業者支援活動の充実・強化
 - (1) 民間等との役割分担
 - (2) 公的機関が担うべき分野の取組強化
 - (3) 民間等との情報交換の場の設置
 - (4) 先進的な農業者との協働
 - (5) 新規就農者の技能向上等の推進
 - (6) 重点プロジェクト計画の内容 等
- 2 普及指導活動の効果的な運営
 - (1) 外部評価の実施と普及指導計画の改善
 - (2) ICT等の活用推進
 - (3) 普及指導員OBとの連携・活用
 - (4) 農業革新支援センターの運営
 - (5) 研修教育の充実強化 等

第6 その他協同農業普及事業の運営に関する事項

海外技術協力への対応

普及指導体制の状況

普及指導員の設置数は、地方の行財政改革等により減少傾向で推移しており、都道府県により差が見られるが、全国では平成25年度末で6,732人、普及指導センター等で実務経験中の職員等を含めた普及職員数は、7,382人。

普及指導員として任用されるには、原則として国が実施する普及指導員資格試験に合格する必要。試験の受験資格として、普及指導センター等における一定期間の実務経験を要する。

○ 普及職員設置数の推移

	10	15	20	21	22	23	24	25
普及職員設置数(人)	10,634	9,637	8,084	7,777	7,628	7,545	7,457	7,382
うち普及指導員	-	-	7,720	7,341	7,204	6,997	6,849	6,732
実務経験中職員等	-	-	364	436	424	548	608	650
対前年比	-1.4%	-2.3%	-3.3%	-3.8%	-1.9%	-1.1%	-1.2%	-1.0%
うち普及指導員	-	-	-6.2%	-4.9%	-1.9%	-2.9%	-2.1%	-1.7%

(注)各年度末の設置数。

平成10・15年度は旧改良普及員と旧専門技術員の合計数。

(資料)普及事業の組織及び運営に関する調査

○ 都道府県による差異（普及職員数）

	H20	H25	増減(%)
A県	92	103	12.0
B県	168	175	4.2
C県	89	92	3.4
D県	162	167	3.1
E県	196	201	2.6

	H20	H25	増減(%)
V県	122	99	▲ 18.9
W県	53	42	▲ 20.8
X県	188	139	▲ 26.1
Y県	283	206	▲ 27.2
Z県	90	61	▲ 32.2

普及指導員資格試験

農業改良助長法に基づき、国は普及指導員資格試験を毎年実施。

過去の受験者は400名～500名で推移し、合格者は200～300名程度（合格率：45%～60%）。

国が実施する資格試験の他、都道府県の判断により、経験が豊富な者の任用（無試験任用）も行われている。

受験資格

以下の職務に従事した一定年数^{（注）}以上の経験があること。

- （1）農業又は家政に関する試験研究
- （2）農業又は家政に関する教育
- （3）農業又は家政に関する技術の普及指導

- （注）
- 学歴が大学院修士課程修了の場合は2年、大学等卒業の場合は4年、短期大学等卒業の場合は6年、高等学校卒業の場合は10年。
 - ただし、大学員修士課程修了の場合を除き、普及指導員の監督下で2年以上普及指導に従事した場合は、2年短縮。

筆記試験の内容

書類審査 実務経験の内容等

筆記試験 農業全体に関する基礎的な知識
農業に関する高度かつ専門的な技術に関する知識
農業現場における課題解決能力

口述試験 意欲、常識、態度、意思疎通等の能力 等

スケジュール

5月上旬：試験実施公告

6月上旬：受験願書提出締め切り

8月下旬：筆記試験

11月下旬：口述試験

12月下旬：合格発表

○ 普及指導員資格試験の実施状況（人、%）

	受験者数	合格者数	合格率
22年度	427	216	50.6
23年度	508	227	44.7
24年度	421	188	44.7
25年度	496	237	47.8
26年度	506	318	62.8

（資料）農林水産省技術普及課調べ

普及指導体制の状況

普及指導センターは、近年、普及事業の高度化や地方の行財政改革への対応等の観点から、組織体制の機能強化や再編が進行。普及指導センターは366ヶ所（このほか支所等128ヶ所）設置され、普及指導員の9割以上が配置されている。

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターが現在47都道府県において整備されている。

○ 普及指導センター数の推移

（単位：ヶ所）

	平10	15	20	21	22	23	24	25
普及指導センター数	510	456	387	373	369	369	366	366
（参考） 支所・駐在所等	62	55	142	133	131	131	132	128

（資料）普及事業の組織及び運営に関する調査

（注）各年度末の設置数。

○ 普及指導センターの体制

	設置数	割合
単独庁舎であり、組織的にも独立した普及指導センター数	27	7.4
単独庁舎だが、組織的に県民局・地方事務所等内に属している普及指導センター数	68	18.6
県民局・地方事務所等と同一庁舎にあるが、組織的に独立している普及指導センター数	25	6.8
県民局・地方事務所等と同一庁舎にあり、組織的にも県民局・地方事務所等に属している普及指導センター数	246	67.2
普及指導センター数（本所のみ）合計	366	100.0

○ 普及指導員の所属場所

（単位：人、％）

	該当県数	設置数	割合
普及指導センター	47	6,209	92.2
本庁主務課	26	237	3.5
試験研究機関	5	35	0.5
農業大学校	23	206	3.1
その他	6	45	0.7
計	—	6,732	100

（資料）普及事業の組織及び運営に関する調査

（注）数値は平成25年度末の値。

（注）試験研究機関内の設置数には、試験研究機関内の普及指導センターや本庁主務課に所属し試験研究機関に配置されている者等を含まない。

普及指導員の資質の向上

近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、**国と都道府県がそれぞれの役割分担を踏まえ**、計画的に普及指導員の資質の向上を図る。

国の役割

- 国と県の研修体系を策定するとともに、**全国及び地域ブロックで行うことが効果的・効率的な研修を実施する。**
- 国における研修の実施状況



○ 全国段階の研修

・ 階層別研修

各能力の確立期における継続的な資質向上のために、普及指導方法の手法や実務能力の習得を図る研修

・ 行政ニーズ対応研修

農政上の重要課題等に対応するために、農政の展開方向や先進事例・技術等について学ぶ研修

・ 民間企業等派遣研修（行政ニーズ対応研修）

6次産業化推進のために、民間企業の先進事例・ノウハウを学ぶ研修

・ 新品種・新技術コーディネーター研修

ブランド産地を形成するために、関係者の連携を構築する普及指導員等コーディネーターの能力の向上を図る研修

・ 農業革新支援専門員課題別研修

課題解決能力の向上及び県域を越えた連携強化を図るために、研究・討議を行うワークショップ型の研修

都道府県の役割

中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽されるよう、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「**人材育成計画**」を策定するよう努める。

都道府県の研修実施計画を策定するとともに、実践的な研修を実施する。

国が行う研修を都道府県において有効に活用し、**研修効果の波及を図る。**

研修体系

実践指導力の確立期

普及指導員の役割・目的意識の醸成や担当分野に関する基本的な知識・技術等、実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。

専門指導力の確立期

専門分野の知識・技術及び農業経営等、担当地域の課題解決能力の向上に関する研修を実施する。

総合指導力の確立期

普及指導方法の高度化等、担当地域及び都道府県内の総合的な課題解決能力の向上に関する研修並びに普及指導員育成のための指導者を養成する研修を実施する。

企画・運営能力の確立期

地域の関係機関との連携強化や農政及び都道府県の情勢等を踏まえた、普及指導活動の総合的な企画調整、管理運営等に関する研修を実施する。

各種基本計画との関係

食料・農業・農村基本計画（平成27年3月 閣議決定）

第3 - 2 - (7) -

ア 現場のニーズを踏まえた戦略的な研究開発

農業者や消費者等のニーズに直結した研究開発を推進するため、研究開発段階における農業者や食品産業事業者、普及組織等の参画を推進する。

イ 技術移転の加速化

協同農業普及事業について、農業資材販売等と併せて営農情報を提供する民間企業等との役割分担を図り、新たな品種の導入等に係る地域の合意形成や新規就農者の支援、地球温暖化及び災害への対応等、公的機関が担うべき分野についての取組を一層強化する。

農林水産研究基本計画（平成27年3月 農林水産技術会議決定）

第1 - 1 - (1) ニーズに直結した研究開発の戦略的な展開

関係者と分担・連携して研究開発を効率的に推進するとともに、農業現場のニーズに直結した研究開発を推進するため、農業者や普及組織等の研究への参画を推進します。

第1 - 2 - (1) 「橋渡し」機能の強化

研究開発・普及・生産現場の連携による技術開発・普及

しかしながら、年に1回程度開催する「研究・普及連絡会議」等のみでは、研究者と生産現場等との意思疎通を十分に図ることは難しく、生産現場からは、国の研究開発が現場から遠ざかったものとなっており、生産現場のニーズ等を知る農林漁業者や普及組織がもっと研究開発に参画できる仕組みに見直すべき等の指摘が寄せられています。

- 略 -

このため、地域における農業研究を強化し、農林漁業者や普及組織が研究開発に参画すること等により現場導入時の問題点等を技術開発に適切にフィードバックすることや、それを踏まえて改良を重ねること等により生産現場のニーズに直結する研究開発を推進し、その成果の普及を加速化するため、以下の取組を進めます。

- 略 -

(イ) 所管の委託プロジェクト研究等の中で、特に生産現場の課題解決を目的としたプロジェクトについては、受託研究グループへの農林漁業者や普及組織の参画を要件化し、地域農業研究センターや公設試、県の普及組織・担い手が連携した現地実証研究を推進します。

協同農業普及事業交付金等の状況

国から都道府県に対し、普及事業に要する経費の一部について、「協同農業普及事業交付金」を交付。

協同農業普及事業交付金は、三位一体改革により、国の農政課題の推進に不可欠な普及事業の基本的枠組みを確保しつつ、平成18年度に大部分を税源移譲（一般財源化）。

協同農業普及事業費の推移

（単位：億円、％）

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (予算額)	27年度 (予算額)
協同農業普及事業費		713	679	661	620	586	572	558	537	519	-	-
対前年度比(%)		▲ 4.4	▲ 4.8	▲ 2.7	▲ 6.2	▲ 5.4	▲ 2.5	▲ 2.5	▲ 3.6	▲ 3.5	-	-
財源内訳	普及交付金	218	36	36	36	36	36	32	27	24	24	24
	対前年度比(%)	▲ 6.9	▲ 83.5	0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 10.1	▲ 16.4	▲ 9.9	▲ 1.1	0.0
	一般財源	495	643	625	584	550	536	525	510	495	-	-
	対前年度比(%)	▲ 3.3	29.8	▲ 2.8	▲ 6.6	▲ 5.7	▲ 2.6	▲ 1.9	▲ 2.8	▲ 3.1	-	-

（資料）農林水産省技術普及課調べ。17～25年度は実績額。26～27年度は予算額。

平成27年度普及関連予算の概要

括弧内は26年度予算額

協同農業普及事業交付金 24億円(24億円)

- 高度な技術や知識をもつ普及指導員による、食料自給率の向上、産地の収益力の向上、人と農地の問題の解決、食品の安全性向上、東日本大震災からの復興等に対する支援を推進

技術やノウハウを柱として新しい産地等の育成を推進

産地活性化総合対策事業(大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業) 23億円(29億円)の内数

- 水田のフル活用を図るため、飼料用米の生産コスト低減に資する多収性品種や直播栽培、大豆・麦等の生産拡大に資する安定生産技術の導入実証等を支援

生産システム革新推進事業(農作業安全・高度な栽培技術確立事業) 2億円(2億円)の内数

- リスクアセスメントに基づく農作業時の安全確保技術を確立する取組及びICTを活用したスマート農業の実証を支援

新品種・新技術活用型産地育成支援事業 4億円(6億円)の内数

- 生産者、実需者、普及指導員等が連携して新品種・新技術を活用し、「強み」のある新たな産地形成を行う取組等を支援

6次産業化支援対策(6次産業化ネットワーク活動推進交付金) 8億円(8億円)の内数

- 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓、6次産業化プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等を支援

担い手の育成・確保に向けた地域の合意形成等を推進

援農隊マッチング支援事業 1億円(1億円)

- 収穫期等の繁忙期における労働力を確保するため、普及指導員等によるシルバー人材センター・ハローワーク等と連携した援農者の斡旋・組織化、援農者への技術研修等を支援

新規就農・経営継承総合支援事業 195億円(218億円)の内数

- 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前後の青年就農者への給付金の給付、法人雇用就農の促進、地域のリーダー人材の層を厚くする農業経営者教育等への支援を実施

人・農地問題解決加速化支援事業 4億円(7億円)

- 地域における農業者の話し合いにより作成する「人・農地プラン」の継続的な見直しや普及指導員OB等を地域連携推進員として活用することによる体制の強化等を支援

農地中間管理機構事業 72億円(177億円)の内数

- 農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業推進費を支援

異常気象等に負けない持続的な産地づくりを推進

産地リスク軽減技術総合対策事業 3億円(新規)の内数

- 産地を弱体化させるリスクを低減する技術の構築や、施設園芸産地の防災実証を支援することで、外部リスクに左右されにくい産地を形成

鳥獣被害防止総合対策交付金 95億円(95億円)の内数

- 鳥獣被害防止対策として行う実施体制整備、広域捕獲活動、新技術実証・普及活動及び人材育成活動等を支援

平成26年度補正予算

農林水産業におけるロボット技術導入実証事業 20億円(新規)の内数

- ロボット技術など革新的技術の導入により生産性の飛躍的な向上を実現するため、ロボット産業等と連携した導入実証等を支援

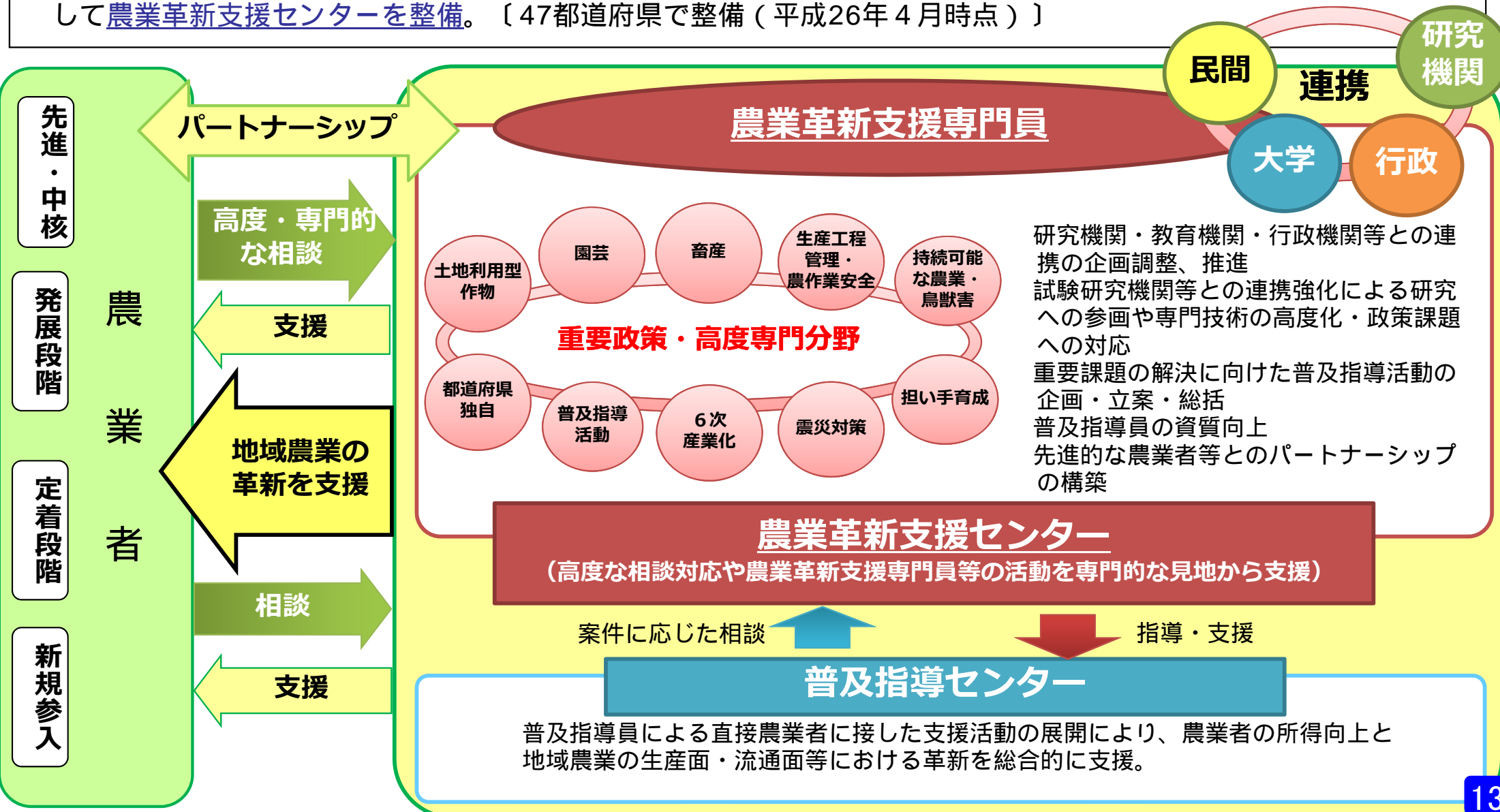
平成25年度補正予算(平成27年度まで)

攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業 100億円の内数

- 低コスト生産・高収益農林水産業を実現する革新的な技術体系の実証研究等を支援

農業革新支援専門員の配置

より質の高い普及指導活動を展開するため、研究、行政等との連携、研究への参画等、普及活動の企画・立案・総括、普及指導員の資質向上、先進的な農業者等とのパートナーシップの構築等を担う農業革新支援専門員を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置。〔47都道府県で計594名配置（平成26年6月時点）〕
 また、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業革新支援センターを整備。〔47都道府県で整備（平成26年4月時点）〕



農業革新支援専門員の配置状況

分野	土地利用型作物		園芸			畜産	生産工程管理・労働安全		持続可能な農業・鳥獣害	
	米	普通畑作物	野菜	果樹	花き		生産工程管理（GAP）	労働安全	環境	鳥獣害
配置人数	60	66	88	66	65	70	100	43	107	98

分野	担い手育成		震災対策	普及指導活動	6次産業化	都道府県が定める分野、その他	延べ配置人数	実配置人数
	就農	経営						
配置人数	56	65	21	56	42	69	1,072	594

* 複数の分野を担当する農業革新支援専門員がいるため、配置実人数と延べ配置人数の合計は一致しない。

* 生産局農産部技術普及課調べ。

協同農業普及事業の今後の運営方向

(新たな「協同農業普及事業の運営に関する指針」(H27年5月策定)に基づく普及指導活動の新展開)

<状況の変化>

地方分権の進展による 都道府県の取組格差の増大

- 事業支出は国が5%、県が95%。
- 都道府県の農業の特色や振興方向を踏まえ、普及活動の人員・体制等に差が見られる。

普及指導員の業務多様化や人員減少

- 普及職員は過去5年で9%減少。
- 人・農地プランの策定支援等、対応業務が拡大。



地域の合意形成支援



鳥獣被害対策

農業者支援の多様化

- 民間による農業者支援が拡大。
(資材販売等と併せた営農情報の提供等)

技術開発・普及の乖離

- 農業現場からの意見に基づく研究開発や成果の改良が不十分。

先進的な農業者の増大

- 法人経営体数は、この10年で2倍以上に拡大
(H22:12,511法人)。
- 販売金額1億円以上の法人経営体数は、約
3,000(H22)経営体。

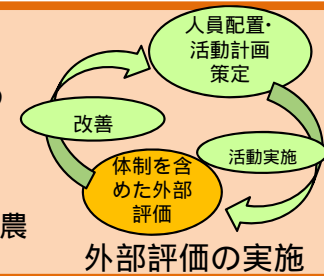
<施策の方向>

国と都道府県の役割の明確化

- 国の役割(県間連携、資格試験、研修等)と県の役割(人員確保、外部評価等)を明確化。

普及指導活動の外部評価

- 成果や普及指導活動の体制等について、先進的な農業者等による外部評価を実施・公表。



公的機関が担うべき分野の取組強化

- 新規就農者支援、地域の合意形成、地球温暖化・災害への対応、安全確保等の活動を一層強化。

民間活力の活用推進

- 営農情報を提供する民間等との役割分担を図り、多様な関係機関による総合力の発揮により、農業者支援を充実強化。

人材育成計画の策定

- 中・長期的に普及指導員の資質が研鑽されるよう、都道府県は人材育成の方針・推進体制等を策定。



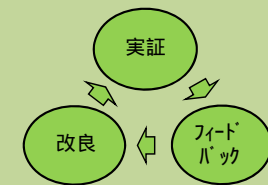
雪害への対応策の検討



企業と連携した散水制御機の開発

研究開発への普及指導員の参画

- 研究開発に普及組織が参画し、現場導入時の問題等を伝達。現場ニーズに直結する研究開発を推進。



先進的な農業者とのパートナーシップの構築

- 先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、共に地域農業・農村を振興。



先進的な農業者と連携した新規就農者育成

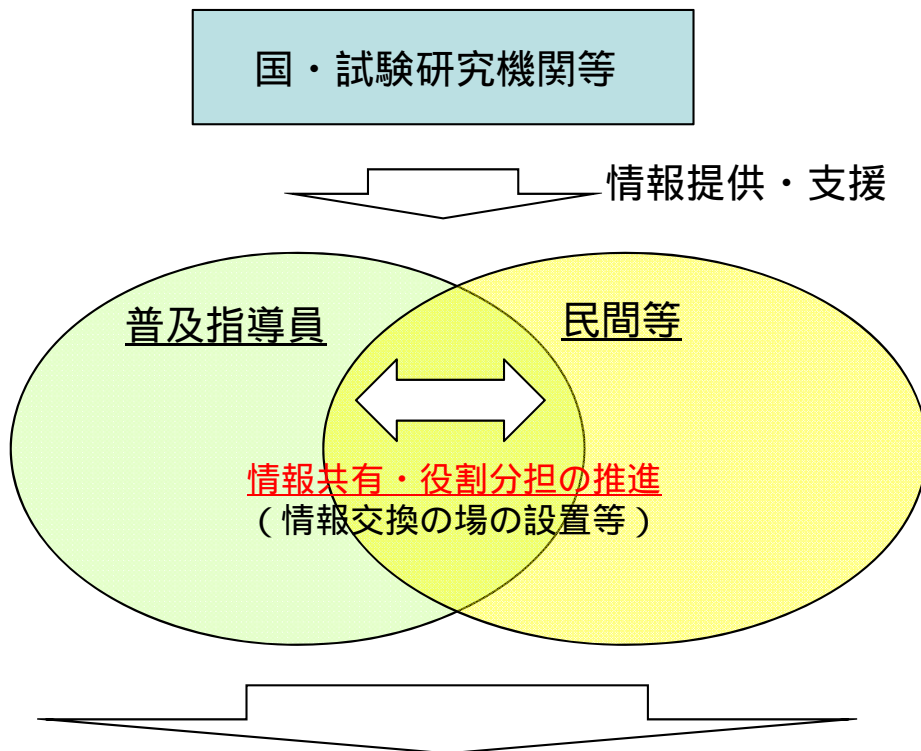
農業者支援活動を一層重点化・強化し、農業者の所得向上と地域農業の生産面等における革新を総合的に支援

公的機関が担うべき活動の強化と民間活力の活用推進

我が国農業・農村の持続的な発展に必要な農業者支援活動について、公的な立場である普及指導員が行うものと民間等に任せるものを俯瞰しつつ、多様な関係機関による総合力の発揮により農業者支援の充実強化を図る。

このため、民間等との役割分担を図りつつ、新品種の導入等に地域の合意形成支援や新規就農者支援、地球温暖化・災害への対応等、公的機関が担うべき分野についての取組を一層強化する。

更に、地域農業の発展に向けて、多様な関係者をコーディネートする役割を果たすとともに、地域農業の発展に資する情報を収集し、公的情報については、民間等に積極的に提供。



多様な関係機関による総合力の発揮により、
農業者支援の充実強化。

公的機関が担うべき分野について

- 食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全般の維持・発展を目的とする活動

(例)

- 地域農業の技術革新の推進
- 地域の合意形成支援
- 新規就農者への支援
- 女性農業者の活躍推進
- 地球温暖化対策
- 災害への対応
- 環境保全型農業の推進
- 農産物の安全の確保
- 等



雪害への対応策の検討



地域の合意形成支援

企業との連携

ICTの発達に伴い、より正確な気象・環境情報、生育情報、栽培管理記録等の収集・蓄積が可能となっている。これらのICTを農業現場での活用を推進することをはじめ、現場課題の解決のために企業技術の活用を推進する動きが拡大。このような地域農業の活性化に向けた民間活力の活用を積極的に推進。

果樹栽培管理支援システムの開発（三重県）

持続的に高品質果実を供給できる産地の実現に向けて、温州みかんのマルドリ栽培における環境条件や生育状況をリアルタイムに測定し、農業経営者や指導員に技術情報をフィードバックするシステムをICT企業（N社）と開発。

果実品質や収益向上のため、システムを活かし、マルドリ栽培の普及拡大（普及面積：50ha）

【連携体制】

普及指導員、県農業試験場、独立行政法人研究機関、ICT企業（N社）、三重大学、JA



【普及指導員の取組】

- ✓ モデル園を設置し、システムを活用した栽培管理により、果実品質の向上や収益の向上を確認。
- ✓ 現地の生産者によるモニター試験を実施し、普及に向けた課題を明確化。
- ✓ プロジェクトメンバーの意識統一と進行管理を実施。

散水制御器の開発・普及（鹿児島県）

県農業開発総合センターで開発した茶の節水型防霜制御法「0 制御」システムを組み込んだ制御器開発を機械メーカー（（株）N製作所）に依頼。

完成した散水制御器を先進農家と連携して現地で実証し、研究開発からわずか2年間で地域に普及。（普及面積：約380ha）

【連携体制】

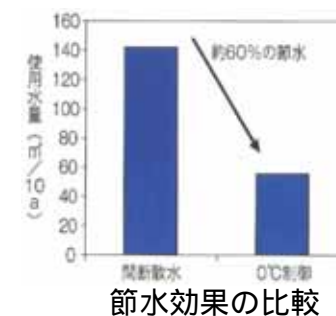
普及指導員、県農業開発総合センター、機械メーカー（（株）N製作所）

【普及指導員の取組】

- ✓ 機器開発段階から実証と評価を実施し、現場ニーズに応じた開発を支援。慣行と比較して60%の節水効果を実証。
- ✓ 茶生産者組織や土地改良区と連携し、実演会や説明会を繰り返し開催し、普及を促進。



散水制御器



先進的な農業者とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験等に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要。

このため、地域農業・農村の振興や新規就農者の育成等について、先進的な農業者と協働で行う活動を強化。

農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、都道府県内の先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップを構築し、その活動を強化。

先進的な農業者との協働の例

事 項	内 容
新規就農者の育成	<ul style="list-style-type: none">・ 新規就農者の育成に関し、普及指導員は一般的・基礎的な栽培管理手法や農産物等の安全確保等のために必要な技術等を指導し、先進的な農業者は経営・労務管理手法を含めた実践的な技術・経営指導を行うこと等により、新規就農者の育成を図ること
先進的な農業者が持つ技術の普及	<ul style="list-style-type: none">・ 先進的な農業者が自ら研鑽・試行錯誤の上で確立した有用技術について、地域全体での活用を希望（許可）する場合、先進農業者が普及指導員に当該技術のノウハウを伝え、普及指導員が地域に広めるための技術のマニュアル化・平準化を図ること等により、当該技術を地域全体に普及させること
地域モデルの育成	<ul style="list-style-type: none">・ 試験研究機関等が開発した革新的技術について、先進的な農業者の経営ほ場において実証試験を実施し、普及指導員等が当該実証試験に参画して、より実用的な技術として改善・確立を図ること等により、他の農業者の参考となる地域の先進モデルを育成すること

普及組織の研究への参画

農業革新支援専門員をはじめとする普及組織は、国や都道府県等が行う研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術の改善点等を伝達する活動を強化。

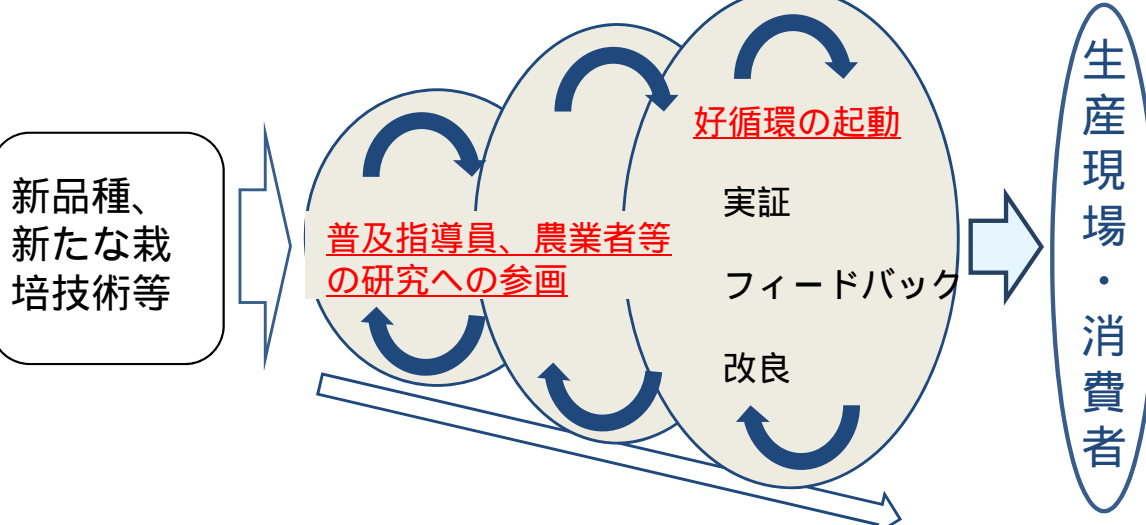
上記取組を通じて生まれる成果を活かし、農業現場における技術革新を推進することにより、農政課題・地域課題の解決を図る。

普及組織の研究への参画

- ✓ より実用性の高い技術が開発されるよう、国や都道府県等が行う研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術の改善点等を伝達。
- ✓ 研究成果を活かして農業現場における技術革新を推進し、農政課題・地域課題の解決を図る。

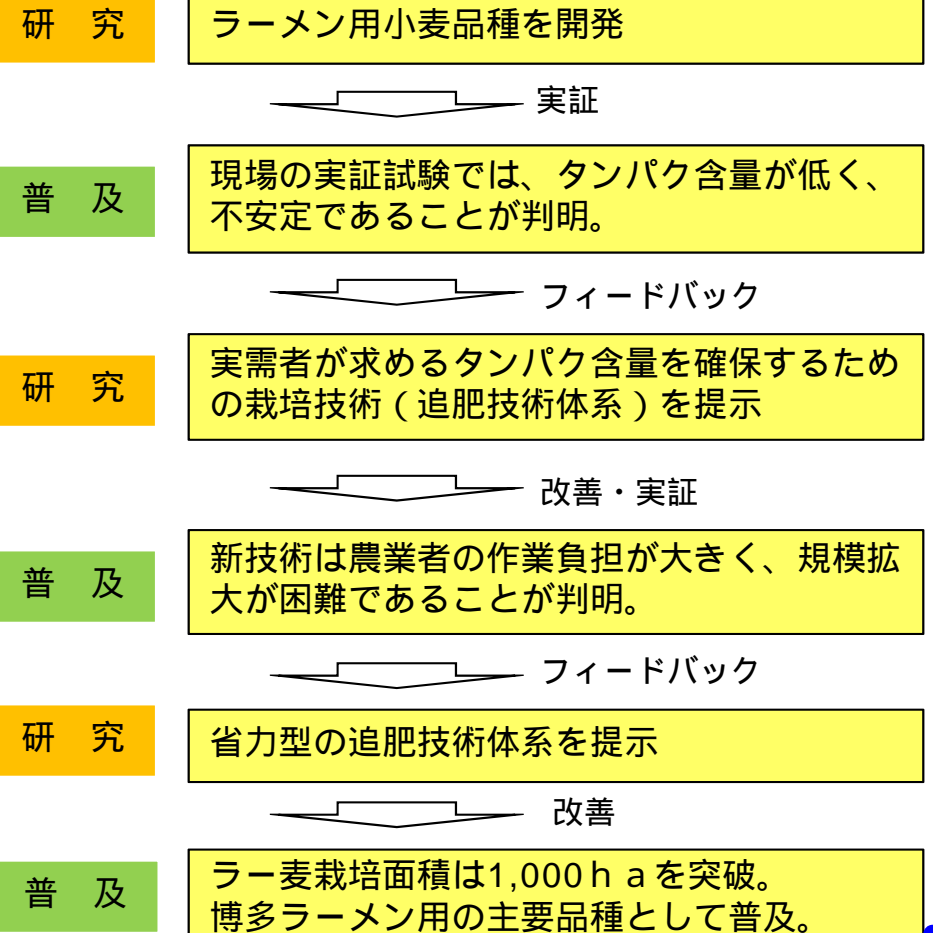
研究開発・普及・生産現場の連携による技術開発・普及

研究 → 技術開発 → 事業化 → 普及



研究シーズを磨き上げ、現場適応性の高い技術に改良

福岡県におけるラーメン用小麦品種の開発への普及組織の参画

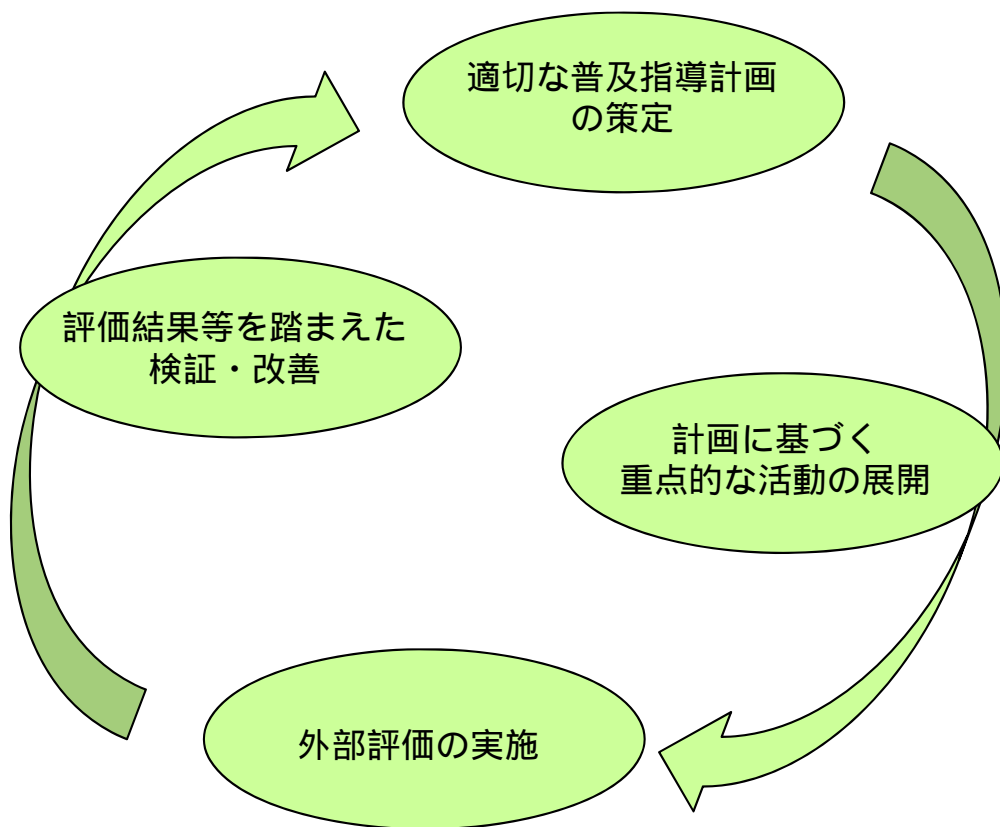


外部評価の実施による普及指導活動の改善

引き続き普及指導活動が高い成果を創出するためには、適切な普及指導計画の策定と実行、評価、改善というプロセスを経ることが重要。

このため、都道府県では、普及指導計画を適切に策定するとともに、その成果や普及指導活動の体制等について、先進的な農業者や関係機関等を含めた委員による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、次年度以降の計画に反映させることを通じて普及指導体制や活動の改善を推進。

○ 外部評価制度の導入による良循環の構築



外部評価制度

- 都道府県は、原則として毎年度、普及指導活動の目標及び目標を達成するための活動方法等を記載した普及指導計画を策定。
- 普及指導計画に定められた成果目標の達成状況及び普及指導活動の体制（組織体制や人員の動向、普及指導員の資質向上の取組等）等について、外部委員の幅広く客観的な視点から評価を受けるとともに、その評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画を改善。

外部評価は、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう実施。

外部委員は、先進的な農業者、若手・女性農業者、農業関係団体、消費者、学識経験者、マスコミ、民間企業等

原則として評価を行った年度に、広報誌やホームページ等で公表

普及指導活動の重点化

協同農業普及事業において、以下の取組について、地域の実情に即して積極的に取り組むよう都道府県に通知。
(協同農業普及事業の実施についての考え方(ガイドライン)(平成27年5月14日付け27生産第519号農林水産省生産局長通知))

農業の持続的な発展に関する支援

- 新技術・新品種の実証・導入やコスト低減技術の確立等、新たな農業技術を核とした産地生産・流通体制の革新支援。
- 知的財産を総合的に活用した品質やブランド力など「強み」のある農産物づくり。
- 加工・業務用需要の増加等、需要構造の変化に対応した生産・供給体制の整備に対する支援。
- 総合的病害虫・雑草管理(IPM)の導入等による栽培管理等の合理化支援。
- 化学合成肥料・農薬等の投入低減の取組等、環境保全型農業の推進。
- 気候変動に対応した新たな営農システムの構築支援。
- 気象災害の軽減や営農再開に向けた技術対策等の災害への対応。
- 地域の気象・土壌条件等に適合した有機農業の技術体系の確立及び有機農業者等への当該技術の導入等に対する支援。
- 認定就農者制度等の活用を通じた新規就農者及び新規に農業参入する者の確保及び定着・経営発展に対する支援。
- 認定農業者等の担い手に対する農業経営指標を活用した自己チェックの普及及びその結果に基づく経営指導などの経営改善等に向けた支援。
- 農業経営の法人化、経営の多角化・複合化、集落営農の組織化・法人化等の経営の改善及び安定に対する支援。
- 人・農地プランの作成・見直しに必要な地域の合意形成等に対する支援。
- 農地中間管理機構を通じて新規参入した企業や新規就農者に対する農業技術・経営指導。
- 女性農業者同士のネットワーク強化やリーダーとなり得る女性農業者の育成等、女性農業者の活躍支援。

食料の安定供給の確保に関する支援

- 農業生産工程管理(GAP)の導入・改善の取組に対する支援。
- オールジャパンの輸出促進体制の整備に向けた、輸出拡大方針に基づくブランドの確立や産地間連携等に対する支援。
- 農業者が取り組む加工・直売等による地域の農産物等を活かした新たな価値の創出や、6次産業化の取組に対する支援。
- 有害化学物質・微生物による汚染の防止・低減対策、農薬の適正使用等、農畜産物の安全性向上に向けた取組に対する支援。

農村の振興に関する支援

- 都市と農村との交流等の多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動に対する支援。
- 地域の被害の実情に合わせた鳥獣被害対策実施隊の体制整備や防止技術の確立及び導入に対する支援。
- 遊休農地の有効利用に向けた取組に対する支援。
- 再生可能エネルギーを活用した農業生産、農産物加工、農村活性化等の取組に対する支援。

東日本大震災からの復旧・復興に関する支援

- 先端的な技術を駆使した生産・加工技術等の実証・普及に向けた支援。
- 復旧・復興に向けた地域の合意形成に対する支援。
- 営農再開に向けた被災農地への作付実証、農業者の集団化等の新たな営農システムの導入、新たな品目や高度な生産・管理技術の導入等に対する支援。
- 放射性物質の吸収抑制対策等、安全な農畜産物の供給確保に向けた取り組みに対する支援。

普及指導活動の重点化

普及指導活動については、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化。

重要な現場課題については、普及指導活動の目標及び体制等を明確に定めた重点プロジェクト計画を農業革新支援専門員等が定め、普及指導センターと連携して当該計画に基づく活動を推進。

重点化の流れ

- 研究機関、企業、行政、関係機関等との情報交換等により、幅広い情報を蓄積。
- 蓄積された情報を活用し、普及指導員が行うこと
民間等と連携して行うこと 民間等に委ねること
等を整理しつつ、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化するよう検討。
- 普及指導員の活動については、普及指導センター等が「普及指導計画」を策定・実行（H24年：普及指導計画における課題数6,534）。特に重要な現場課題については、農業革新支援専門員等が「重点プロジェクト計画」を策定・実行。（H26年：415計画）
- 普及指導計画等に基づく活動実績等について、農業者等による外部評価を実施。評価結果等を踏まえ、次年度以降の計画等を改善。

重点プロジェクト計画について

- 農業革新支援専門員等が、地域農業の生産面・流通面の革新を行う活動として、重点プロジェクト計画を策定。
- 重点プロジェクト計画の策定に当たっては、農業革新支援センター等に蓄積した幅広い技術・行政情報を活用。
- 重点プロジェクト計画は、3～5年後の目標、具体的活動内容、関係機関等との連携内容、普及指導活動の体制等を含有。
- 重点プロジェクト計画は、民間等の役割分担を図りつつ、公的機関が担うべき分野に係る内容を策定。
- 重点プロジェクト計画の内容について、国がHP等で公表。
（<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/gizyutu/140924.html>）
- 重点プロジェクト計画は平成26年から策定され、平成26年度は415計画が策定・実行。

重点プロジェクト計画の実施例

レンコン優良系統の選抜と普及によるブランド力向上（茨城県）

- 全国一である**茨城県レンコン産地の収量・品質の向上**に向けて、プロジェクトチームを設置し、優良系統の選抜や、その品種に適した**栽培管理方法の開発、マニュアル化**を推進。
- 平成29年までに、**収量を119%**（H24：1.7 t /10a H29：2.0 t /10a）に向上させ、**全国シェアを6%向上**（49% 55%）させることを目指す。



優良系統の選抜



品質等の検討

県産野菜の新たな生産・流通販売対策の強化支援（富山県）

- 稲作経営体の体質強化のため、冬季の気象条件を活かした、「甘い」、「やわらかい」等の高付加価値野菜を「**とやまのカン（寒）・カン（甘）野菜**」と命名し、作付を推進。
- **生産者数は1.6倍**（H23:77戸 H26:124戸）、**栽培面積は1.3倍**（H23:5.7ha H26:7.7ha）に拡大。



現地研修による導入促進



「カン・カン野菜」とロゴ

酒造好適米「祝」の生産振興による産地収益の向上（京都府）

- **実需者の要望に応えた酒造好適米「祝」の生産を推進**するため、実需者と農業者との交流や、栽培マニュアルの整備、研修会の開催等を推進。
- 平成30年までに、**販売額220%**（H24：7千万円 H30：1.5億円）、**生産者数140%**（H24：140名 H30：200名）を目指す。



研修会の実施



開発された銘酒

売れる高品質麦の生産拡大（岡山県）

- 実需者のニーズに即した高品質大麦の産地形成を図るため、省力かつ粗タンパク含量の適正化が可能となる**「追肥不要の肥効調節型肥料の開発と普及定着**を推進。
- **実需者や肥料会社等によるコンソーシアムを形成**するとともに、現地実証や研究会を開催すること等により、**新技術の広範な定着**を図る。（H25：0ha H30：1,000ha）



実証ほ場



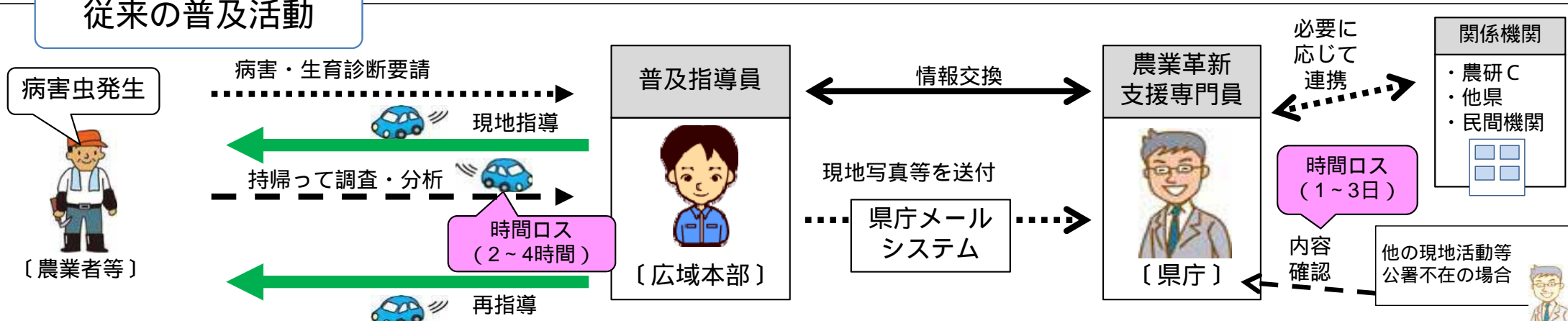
研究会の開催

ICTを活用した普及指導活動の展開

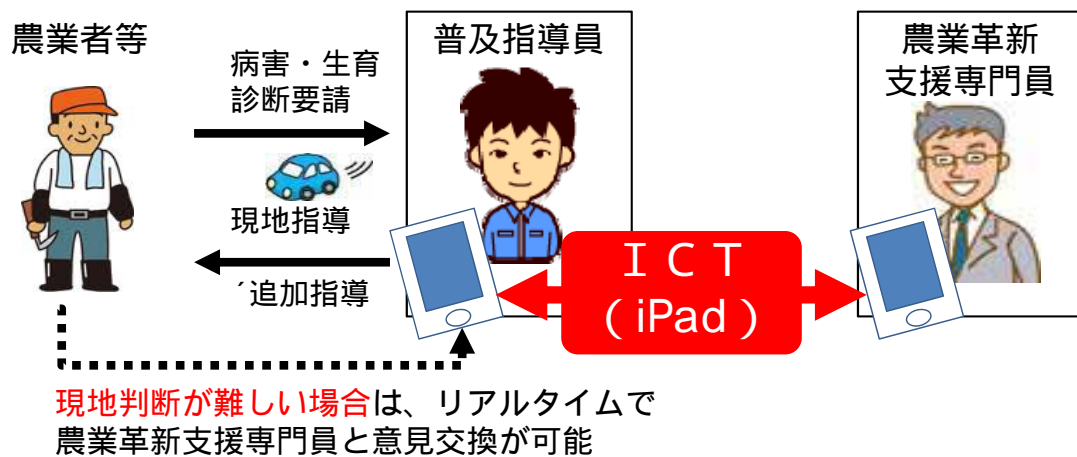
一部の都道府県では、ICTを活用した効果的な普及指導活動が展開。農業者からの相談に対する回答時間が短縮される等の効果を創出。普及指導センターの運営において、ICTの活用を積極的に推進。

熊本県の取組

従来の普及活動



ICTを導入した普及活動



【効果】

農業者への技術指導の**迅速化**
情報共有化による効果的普及活動の展開
現場**指導力の強化**



様々な普及指導活動例

(例1) 農業の持続的な発展に関する支援

「酪農経営におけるGPSガイドシステムの利用」(北海道)

- 鶴居村幌呂地区は、傾斜地が多いため、施肥作業の際、蛇行走行による**施肥ムラ等の発生が課題**。
- 現在、地域の農家(38戸)のうち**4戸にGPSガイドシステムが導入され、牧草地の施肥、収穫、除草剤散布に活用**。
- 普及センターでは、地域の農家を対象に、GPSガイドシステムを搭載したトラクタによる**施肥作業精度の実証などを行い、更なる普及を推進**。
- 普及センターの導入農家の調査によると、導入前とくらべ、**施肥量が1番草で2~3割、2番草においては5割近い節約**。



施肥の実証

(例1) 農業の持続的な発展に関する支援

「実需者と連携したラーメン用小麦の生産拡大と品質向上」(福岡県)

- 福岡県では**製粉企業が品種開発段階から参加**し、需要サイドのニーズを反映したラーメン用小麦(商標名「ラー麦」)を開発。
- 普及組織では、「ラー麦」の普及に向けて、**製粉企業を交えた生育状況検討会**や**個別データに基づくタンパク質含有率向上のための技術指導**を実施。
- ラー麦の**作付面積は1,070ha、生産量は4,200トン**まで拡大(平成26年産)。



製粉企業を交えた生育状況検討会

(例2) 食品の安全性向上に向けた支援

「キャベツ部会42名で達成したGAPの団体認証」(島根県)

- 揖屋干拓地は、県内最大のキャベツ産地である。輸入農産物の残留農薬に関する問題等から、**農産物、農作業の安全性の確保に関する取り組みが課題**となった。
- 普及指導センターでは、平成19年度から**基礎GAPを推進**するとともに、平成21年度から島根版GAPである**美味しまね認証の導入を支援**。
- その結果、**平成23年度に認証を取得**し、安全性の向上による産地強化を実施。
- 契約取引：平成26年度は200トンに増加**。



現地研修会

(例3) 農村の振興に関する支援

「和牛放牧等による耕作放棄地の解消」(山口県)

- 山口市祢宜集落は、**耕作放棄地の解消が課題**。
- その中、**普及指導センターと市や家畜保健衛生所が連携**し、集落の耕作放棄地の解消に向けて検討。**和牛放牧をした後、小麦等**を導入するよう**地域の合意形成を支援**。
- その後、和牛放牧は家畜保健衛生所が主に担当し、平成19年から始めた**放牧面積は徐々に拡大し、現在は20haまで増加(H27年3月現在)**。



放牧風景

(例4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する支援

「水利確保不能水田地域へ的大豆集団転作の推進」(福島県)

- 東日本大震災により、中通り南部を**受益地区(3,228ha)**とする主力パイプラインが破損し、**水田への用水供給が不可能**となる緊急事態が発生。
- 普及指導センターでは、ただちに**農業収入の減少を補完するための提案(農作物の選定、収支等)**を行い、**関係機関及び地域の合意形成の下に新規の転作大豆団地を推進**。
- 機械調達、技術支援等の結果、**新規大豆113ha等約500haの転作団地が形成され、大豆単収も250kg/10a**となるなど農家所得を確保。



団地化されたほ場

ブランド農畜産物の確立への普及指導活動の関わりについて

さくらんぼ「佐藤錦」(山形県)

■ 全国のさくらんぼ生産量の約7割を占める、山形県を代表する品目。

■ ブランド化に向けて、生産者、JA、行政(普及、試験研究機関)等が一丸となって良食味・高品質生産に努めた結果、国内生産量の7割を占め全国的なブランドを確立。



■ このうち、普及指導センターでは、

◎ 裂果防止技術(雨よけハウス)や、低樹高化等による樹形改善技術、大玉生産のための栽培管理技術等の普及に努め、食味の良い「佐藤錦」の高品質・安定生産に貢献。更に、葉つみ等の省力化を図るため、明るい園地づくりを推進。



◎ また、ハウス加温栽培や県オリジナル品種「紅秀峰」の導入等による出荷期間の拡大を図り、長期出荷体制の確立に貢献。

◎ 平成19~21年まで結実不良が続いた際には、受粉樹や訪花昆虫の不足による受粉環境の不良が原因の一つであることを明らかにし、現地実証ほにおいて、受粉樹の導入効果や訪花昆虫の飼育法を実際に生産者に示すとともに、研修会では優良事例を紹介する等、受粉環境の改善技術を普及。

甘藷「なると金時」(徳島県)

■ 砂地畑で栽培される「なると金時」は色鮮やかな紅色でホクホクとした食感と上品な甘みが特徴。甘藷のトップブランドとして有名。

■ ブランド化に向け、平成16年には、JA・市町村・普及組織からなる戦略会議を立ち上げ、関係機関が連携して産地計画を策定。平成19年には、県、JAで「なると金時」協議会を設立し、地域団体商標「なると金時」を取得。



■ 高品質化に向け、県農業研究所において「手入れ砂基準」(平成10年)や「土壌水分管理指針」(平成15年)を作成。



■ このうち、普及指導センターでは、

◎ 昭和60年代に関係機関と連携して、帯状粗皮症に対応するため、ウイルスフリー苗の生産に向けて苗生産体制確立への支援を行うとともに、研修会や展示ほによる実証等により、ウイルスフリー苗の利用を推進。

◎ ブランド確立期(平成10年頃以降)には、手入れ砂により、適正な栽培環境が維持できるように指導を徹底するとともに、実証ほの設置等により土壌水分管理指針に基づく水管理を普及する等、産地全体の高品質化と栽培の高位安定化に貢献。

◎ 平成18年には、ポジティブリスト制度に対応した農薬適正使用研修会等による農薬飛散防止技術指導、フェロモントラップの集団設置、ドリフトマスター導入支援による防除体系の確立に貢献。

援農の取組と普及指導活動の関わりについて

阿南・那賀地域の園芸産地の強化に向けた取組支援 (徳島県)

■ 高齢化等により、耕作放棄地の発生など、労力不足を端緒とする諸問題が顕在化。

■ このため、農業支援センターでは、平成23年より、町、JAと連携して、農業作業無料職業紹介所「JAあなん農作業お助けセンター」の運営を開始。

■ 平成26年度からは、より多くの人材確保に向けて募集範囲を拡大。また、援農対象地域も阿南市を加えた1市1町に拡大。

■ このうち、普及指導センターでは、

◎新たな人材の確保

・農家ニーズの把握と、それを踏まえたハローワークとの連携関係の構築。

◎援農者の作業技術の向上

・技術習得のための研修会や、研修マニュアルの作成。

◎農家の労務管理知識の向上

・農家と援農者との健全な雇用関係構築に向けた研修会等の取組を通じて、産地強化に向けた活動を実施。

主な支援対象作物(平成26年度現在)

ゆず



ケイトウ



ハウスきゅうり



ゆずの剪定研修



技術習得研修

西宇和みかん担い手・援農システム構築の取組支援 (愛媛県)

■ 八西地域は、みかんのブランド産地でありながら、担い手の確保や農繁期の労力の確保が課題。

■ このため、JA・市町・県等で構成する八西地域農業振興協議会は、平成26年度より、JA農作業支援臨時職員、緊急雇用作業員、ハローワーク雇用作業員等の多様な雇用者及び援農者を組織化し、人材供給システムの構築に向けて取組を開始。

■ このうち、普及指導センターでは、

◎援農実態の把握・分析

・農繁期等における雇用の状況やその問題点の把握・分析。

◎援農隊の組織化

・これまでの援農者確保の取組拡大に加え、新規事業による新たな援農者を含めデータベース化し、人材供給システムを構築。

◎新たな援農者の確保

・北日本・首都圏等から広く新たな援農者を募集・確保するための交通手段・宿泊場所など受入体制を設計。

◎援農者の作業能力向上と農業への理解促進

・日本一のみかん産地の維持・発展に向けた、援農者の作業能力向上と、西宇和農業の理解促進のため、作業マニュアルの作成と就業前の現地事前研修、農業者との交流会を実施。



就農・就業相談



就業前現地事前研修



援農の取組と普及指導活動の関わりについて

異業種人材活用に向けた取組支援

(長野県)

■ 企業的農業経営体が新たな経営展開等を図るためには、経営管理等の実務経験のある人材の登用が有効。
また、高齢化や担い手不足により、生産の縮小や耕作放棄地の発生も課題。

■ このため、平成26年度より、
◎ 産業雇用センター、ハローワークと等との連携
◎ 異業種人材登用による経営改善の提案
◎ 援農希望者への技術研修会の開催
◎ 援農者の効率的活用方法の検討等の取組を開始。



■ このうち、普及指導センターでは、
・市町村・JA等と援農者を確保、養成するための連絡会議の調整・開催
・技術習得講習会の開催
・農家巡回による意向把握

等の取組を通じて、企業的経営体の体質強化や、耕作放棄地の発生防止に向けた活動を実施。

(参考)26年度実績

研修会		援農者数	受入農家数
開催数	参加人数		
6	71	48	27



野菜生産力強化に向けた取組支援

(兵庫県)

■ 兵庫県では、野菜の生産力強化に取り組んでいるが、兼業農家の離農等より野菜生産量が減少傾向にあり、産地の労働力不足の解消が課題。

■ このため、平成26年度より、
◎ 地域の状況把握
◎ 援農者の確保支援
◎ 援農者等への研修・セミナー等の実施
◎ 援農者の組織化等の取組を開始。



■ このうち、普及指導センターでは、
・JA等との連携により援農希望者への対応等について検討を行い、援農システムの円滑な運用を推進
・援農者に対する技術習得のための研修や作業マニュアルの作成
・雇用者への現地指導や研修等をとおして、雇用を導入した経営の推進や規模拡大等に向けた支援の実施

等の取組を通じて、野菜の主産地をモデルに援農システムの構築に取り組み、専業農家の規模拡大や兼業農家の生産維持・拡大に向けた活動を実施。

■ また、平成26年度には、技術を習得した170人の援農(希望)者(平成26年度現在)からなる援農隊が組織化された。